平成２２年（フ）第１５４９号
東京都世田谷区新町２丁目26―９―105
破産者　山崎　　純
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５７０号
東京都大田区東矢口３丁目２―１―208、住民票上の住所千葉県市川市新田３丁目21―３―408
破産者　小林　正明
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７０５号
東京都中央区日本橋箱崎町19番７―602号
破産者　株式会社ＭＩＣＲＯ　ＨＡＲＴ　ＪＡＰＡＮ
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４３号
東京都渋谷区神宮前６丁目31番21号
破産者　株式会社三恵デザインセンター
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７４４号
東京都調布市布田１丁目26―12―422
破産者　安藤　　彬
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３２号
東京都杉並区高円寺北３丁目31―17
破産者　有限会社アクナッシュ
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１２１号
群馬県太田市藤阿久町504番地６
破産者　ワンズガーデンホーム株式会社
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３１号
群馬県太田市新田木崎町562番地１
破産者　高田　佳弘
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第１３２号
栃木県足利市大前町1086番地
破産者　桐島　　健
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第９７８号
さいたま市北区宮原町４丁目112番地13
破産者　エヌエスアイ株式会社
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５０号
埼玉県久喜市久喜中央２丁目４番30号
破産者　有限会社５－ｏｎ
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２０年（フ）第２２７１３号
千葉県東金市上谷1549―３
破産者　木原　好子
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２９８号
東京都練馬区大泉町４丁目40―７
破産者　辻　　允宏
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１３１７８号
東京都豊島区南大塚１丁目46番24号レモンハウス大塚112、開始決定時の住所東京都文京区小日向３丁目13―２
破産者　鈴木　啓之
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８６６９号
神奈川県座間市相模が丘６丁目31―29―509
破産者　長島　正宏
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３３６１号
横浜市南区浦舟町２丁目22番地
破産者　有限会社プラネックス
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４４号
横浜市磯子区中原１丁目４番７号ネオマイム磯子101
破産者　有限会社ヨシダ・エンタープライズ
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４７号
横浜市神奈川区三ツ沢西町４番19号
破産者　有限会社ファースト・ホーム
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５８４号
静岡県焼津市下小田634番地の３、商業登記簿上の本店所在地静岡市清水区吉川361番地の１
破産者　日昇オート株式会社
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２７０号
滋賀県彦根市西今町564番
破産者　セントラルロール株式会社
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１６４７号
大阪府松原市三宅東３丁目1654番地の１
破産者　有限会社柴田重機
1　決定年月日　平成22年５月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係